

地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について

答 申

令和 2 年 2 月

群馬県社会教育委員会議

目 次

はじめに	1
1 地域学校協働活動についてのとらえ方と群馬県における必要性	
(1) 地域学校協働活動とは	3
(2) 群馬県における地域学校協働活動の必要性	4
2 群馬県における地域学校協働活動の現状・成果と課題	
(1) 現状（考察を含む）	5
(2) 成果	9
(3) 課題	10
3 提言（具体的な推進方策）	
(1) 提言1 公民館を核に連携・協働を	12
(2) 提言2 地域と学校の目標・ビジョンの共有、個別の活動から総合化へ	12
(3) 提言3 地域と学校の連携・協働の核となる人材の育成	13
(4) 提言4 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進	14
4 提言に関わる県内事例（モデル事例）の紹介	
(1) 提言1に関わる事例 公民館を核に地域と学校が連携・協働した取組 （前橋市・館林市）	16
(2) 提言2に関わる事例 地域と学校の目標共有のもと活動が有機的につながる 総合化・ネットワーク化の取組（川場村）	18
(3) 提言3に関わる事例 地域と学校の連携・協働の核となる地域人材育成・活用の 取組（高山村）	19
(4) 提言4に関わる事例 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進 についての取組（伊勢崎市・下仁田町・高崎市）	20
5 教育行政に期待すること	
(1) 教育委員会に期待すること	23
(2) 社会教育主事・公民館職員に期待すること	25
おわりに	26

《資 料》

◆ 質問文	27
◆ 群馬県社会教育委員名簿	28
◆ 平成30年度～令和元年度 審議経過・視察等	29
◆ 各種調査結果	30
◆ 関連する中央教育審議会答申	40
◆ 改正社会教育法・地教行法（抜粋）	40
◆ 「社会教育士」について	41

はじめに

群馬県社会教育委員会議は、令和元年6月27日付けで群馬県教育委員会から、地域住民等の参画を促進し、地域全体で子どもたちを育んでいくための施策や地域と学校が連携・協働した活動を推進するための組織体制など、地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について諮問を受けた。

第3期群馬県教育振興基本計画では「たくましく生きる力をはぐくむ～自らの可能性を高め、互いに認め合い、共に支え合う～」という基本目標のもと、社会教育の施策の柱として「家庭の教育力の向上と学校・地域の連携・協働の推進」を掲げている。

今回、群馬県社会教育委員会議に示された諮問は、この施策が確実に実行され、成果を上げるにはどのような行政からの支援が必要かを問われたものである。

本会議では、諮問に先立ち、平成30年度から「地域学校協働活動」をテーマに、学校支援センター及び放課後子ども教室の視察を行うなどして研究を進めていたが、諮問を受け、令和元年6月から令和2年2月までに、「群馬県地域学校協働活動懇談会」への参加、効率的・集中的に審議するための小委員会の開催のほか、先進的な事業を展開されている市町村への視察など多くの市町村教育委員会や関係機関の力をお借りし、検討を進め、答申としてまとめた。

20世紀の日本の人口は緩やかに推移し、築かれてきた成果は確実に次の世代に受け継がれていた。この頃の子どもたちは、家庭では家族集団の中で人生の基盤となる知恵が育まれ、学校では学びや同世代との集団活動を通して成長し、地域では世代を超えた集団の中で見守られ、ふるさとの想いを受け止めて育ってきた。当時は、学校・家庭・地域のそれぞれが確かな教育力を有し、必要に応じて互いに連携し、支援し合う関係が保たれていた。このことにより、子どもたちは、自身の成長とともに未来の地域を担う一員としての自覚が芽生えていったのである。

21世紀に入り、社会の情勢は大きく変わり始めた。技術革新が進み、情報化社会の到来と共に社会のつながりがグローバル化していった。同時に、子どもの出生率の低下から少子化が進行し、人口減少社会へと移行し始めるとともに、働く世代の高齢化が進み、少子高齢社会を迎えることとなった。新しい価値観のもと人々の意識も変化し、伝統や集団生活の大切さから個を重視するようになっていった。この急激な社会変化の中で、核家族化など家族形態や生活スタイルの変化、生活意識の変化などにより、地域住民のつながりが希薄化し、地域コミュニティの衰退が進むこととなった。学校においても、多様な教育力の育成など多忙化し、期待に十分応えることが困難になってきた。

このような急激な社会変化に対応し、未来を担う子どもたちに必要な資質、

能力を身に付ける教育を進めるために新たに示されたのが、平成27年の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の連携方策について」であり、これを受けて平成29年に社会教育法が改正され、未来を担う子どもたちの成長と地域の創生を目的とする「地域学校協働活動」の推進が明記された。

群馬県における、学校・家庭・地域が連携・協働した取組への支援は、平成16年度から、地域の教育力を活かした学校支援として、学校の諸活動への支援拠点「学校支援センター」が設置された。全国に先駆けて始められたこの取組は、現在では県内全ての市町村に広がり、小・中・特別支援学校の全てがこの「学校支援センター」を拠点として、多くのボランティアの協力を得た学校支援活動を実施している。この取組は、子どもの放課後や休日における学習・活動を通じた居場所づくりとしても大きな成果を上げている。

しかし、今までの概念では通用しない社会になると言われる人生100年時代の到来を見据えると、現状のままの学校、家庭、地域個々の努力と連携・協働の取組では対応が難しくなることが指摘されている。これからは、地域というエリアにある学校と家庭が一体となって諸活動を推進することが求められているということである。

家庭を含め、学校・地域が一体となった連携・協働活動の推進には、直接的に事業を推進する各市町村の姿勢が最も重要であるが、さらに求められるのが県行政から市町村行政への支援であると考える。県行政には各市町村の実情・特徴を十分考慮しつつ、推進に必要な人材育成や情報提供、適切な事業提案など丁寧に且つ迅速に進めていただき、群馬県の子どもたちが令和という新しい時代を生きるに相応しい資質が育成できること、子どもたちを包む地域が力強さを取り戻すことを期待するものである。

1 地域学校協働活動についてのとらえ方と群馬県における必要性

(1) 地域学校協働活動とは

地域学校協働活動について、文部科学省は次のように定義している。

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

これまで各地域で実施されてきている地域による学校への「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させていくことを目指す活動である。

その想定される活動は幅広く、登下校の見守り、学校周辺環境整備、授業補助、また、地域行事への参画、地域ブランドづくり学習、防災学習等、学校支援活動から地域づくりにかかる活動まで多岐にわたる。

地域学校協働活動は、平成29年3月の社会教育法の改正により、法に位置付けられた。改正後の社会教育法において、教育委員会は地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じることとされている。また、地域と学校をつなぐコーディネーターを「地域学校協働活動推進員」として委嘱できることが新たに規定された。

一方、学校教育では、「地域とともにある学校づくり」を目指し、学校運営協議会を設置することが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により努力義務となった。この学校運営協議会が設置されている学校をコミュニティ・スクールと呼ぶ。コミュニティ・スクールでは、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えていく。文部科学省は、このコミュニティ・スクールと地域学校協働活動が一体的に推進されることを求めている。

地域学校協働活動の実施が求められる背景として、次のことが挙げられる。

- ・人口減少社会への対応として、「社会教育」を基盤とした人づくり・地域づくりが必要であること。
- ・地域の教育力の低下や家庭教育の充実の必要性が指摘されており、地域の教育力の充実が必要であること。

- ・学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、教職員のみならず、社会総掛かりで対応することが必要であること。

地域学校協働活動を実施することにより期待される効果として、子どもの成長を軸として地域と学校がパートナーとして連携・協働し、意見を出し合い、学び合う中で、地域の将来を担う人材の育成を図ることができるということ、そして、地域住民のつながりが深まることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」が推進され、地域の創生につなげができるということが考えられる。

(2) 群馬県における地域学校協働活動の必要性

「群馬の未来を担う人づくりの着実な推進」は、群馬県における重要課題の一つである。未来を担う子どもたちへの教育は、家庭、学校、そして地域がそれぞれの立場から、また必要に応じて関わり合いながら担ってきた。ところが、近年、社会全体、また家庭、学校、地域それが教育に関わる課題を抱えており、単独での解決が困難な状況がある。

《教育と子どもたちを取り巻く状況の変化》

社会全体…人口減少と少子高齢化、グローバル化と技術革新の進行など
家庭…家族形態の多様化、子育てに不安や悩みを抱える親の増加など
学校…学力向上への対応、いじめなどへの対応、教員の多忙など
地域…住民同士のつながりの希薄化、地域コミュニティの弱体化など

そこで、子どもたちへの教育をめぐる課題に対して、社会総掛かりで対応する必要が生じている。

これまでも、学校と地域は連携を図ってきているが、これまで以上に連携・協働し、地域の未来を担う子どもたちのたくましく生きる力を育むとともに、子どもたちが地域への誇りや愛着をもてるよう取り組むことが必要になっている。

これらのことから、地域学校協働活動を推進していくことは、群馬県においても重要な意味をもつものであると考える。

2 群馬県における地域学校協働活動の現状・成果と課題

(1) 現状（考察を含む）

地域と学校の「連携」や「協働」のとらえ方については、いろいろな考えがあるが、ここでは、まずは、幅広くとらえていく。

ポイントとして、

- ・それぞれの活動の実施主体と学校がつながっている。
- ・学校は活動の実態を把握・理解し、必要に応じた連携を図っている。

この2点を最低限の条件としてとらえ、群馬県で行われている地域学校協働活動を整理してみると、大きく以下の5つに分類できる。

① 学校支援活動

（学校支援センターのコーディネートにより実施されている活動）

→ 授業補助、登下校の見守り、環境整備 等

② 国庫補助事業

（特定の事業に対し、国が予算化して事業費の補助を行っている活動）

→ 放課後子ども教室、地域未来塾、土曜日等の教育支援 等

③ 公民館における活動

→ 文化祭、地区運動会、子どもを対象とした講座 等

④ 自治会、子ども育成会等の活動（地域活動）

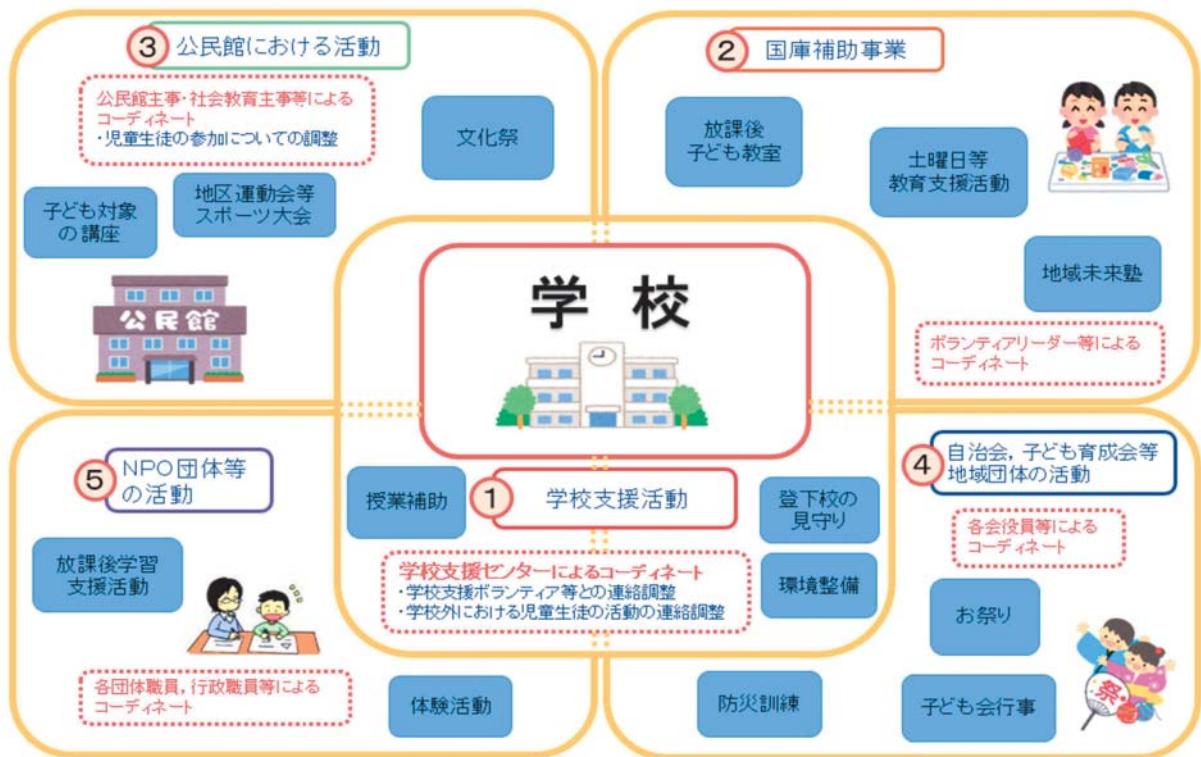
→ お祭り、防災訓練、子ども会行事 等

⑤ NPO団体等の活動

→ 放課後等の学習支援活動、体験活動 等

しかしながら、すべての活動が必ずしもこの5パターンに分類できるわけではない。地域によって、例えば、防災学習など、③の公民館と④の自治会が一緒に関わって行っている活動があつたり、放課後の子どもたちを対象とした活動（放課後子ども教室）など、②の国庫補助事業と同等の事業を③の公民館で実施していたりする例もある。

群馬県で行われている地域学校協働活動例（イメージ図）



県内各地域で実施されている地域学校協働活動の状況について、平成30年度、令和元年度に実施した各種調査結果（平成30年度実績）とその考察を以下に示す。

※各種調査

- ・令和元年度学校支援センター運営推進状況調査
(調査対象：市町村立小学校306校・中学校160校・特別支援学校3校 計469校)
- ・平成30年度学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金事業報告書
(調査対象：県内35市町村中、国庫補助事業を実施した23市町村教育委員会)
- ・平成30年度地域学校協働活動実施状況調査
(調査対象：県内35市町村教育委員会社会教育担当部局)

【①学校支援活動について】

群馬県では、平成16年度から、地域の教育力を有効に活用し、地域の方々が学校の諸活動に協力するための拠点となる「学校支援センター」を各学校に設置するとともにその運営推進に努めてきた。平成19年度には、すべての市町村立小・中・特別支援学校に設置され、現在に至っている。「センター」という文言から、何らかの場所があることをイメージしがちであるが、学校支援センターとは、授業補助や見守り、環境整備等、各種学校支援活動の実施等をコーディネートするための機能そのものを指し、必ずしも場所が整備されているというものではない。

《令和元年度学校支援センター運営推進状況調査結果から》

学校支援センターの設置状況	「場所あり」	43.5%
	「機能のみ」	56.5%
学校支援センターの現状	「十分機能している」	21.3%
	「機能している」	78.7%
地域コーディネーターを配置している学校	「配置している」	44.6%
年間指導計画に活動が位置づけられている学校	「年間計画がある」	94.9%
ボランティア活動にかかわった実質人数	「授業」	12,360人
	「授業以外」	78,469人

○学校支援センターについての考察

群馬県が導入した「学校支援センター」は、全国に先駆けて取り組んだ学校支援活動を充実させるための仕組みである。群馬県は都市部から中山間地域まであり、地域の置かれた状況には大きな違いがある。そのため、同一の方策による推進を図ることは難しい。例えば、都市部の学校において各学校に地域コーディネーターの配置を望む声がある一方で、1村1校の地域では、公民館や教育委員会が十分にコーディネーターの役割を果たしているところもある。そこで、各教育事務所ごとに学校や地域の実態・特性に合った学校支援センターの機能の向上を目指してきた。その結果、県内各地域で学校と地域をつなぐための機能（仕組み）が確立され、各校に、無理なく地域の教育力が導入される体制が整備されている。

令和元年度調査結果を見ると、学校支援センターの現状について、100%の小・中・特別支援学校が「十分機能している」または「機能している」と回答している。また、94.9%の学校が地域の教育力を導入した活動について年間指導計画に位置付けている。年間指導計画に位置付けられるということは、人事異動等により人が入れ替わったとしても、よい活動が継続されていくことを意味する。すべての市町村立小中特別支援学校に学校支援センターが設置され、そのコーディネートにより学校支援活動が充実し、全国的にも早い時期に、全校に支援体制が整ったことは、大きな成果であると考える。

また、平成31年1月の中央教育審議会答申において、学校における働き方改革を進めるにあたり、地域と学校の連携・協働や家庭との連携強化が必要であるということが示されたが、本県が推進してきた学校支援センターは、平成16年の導入当初から、教員が児童・生徒と向き合う十分な時間を確保するとともに教育活動をさらに充実させるという、答申と同様の考え方をもって推進してきており、この点も評価できる。

今後も、各学校の実態に応じた形での運用により、現在のよい活動を継

続していくことが必要である。また、各校で、無理のない持続可能な仕組みであり続けられるよう見直しを行うとともに、P D C A サイクル（P = Plan（計画）、D = Do（実行）、C = Check（検証）、A = Action（次への循環））による活動の見直し、精選をしていくとよい。

また、学校支援センターにおいて国庫補助事業である放課後子ども教室の活動を含めてコーディネートしたり、学校支援センターのコーディネーターにより子どもたちが地域行事へ参加したりするなど、学校支援活動だけにとどまらず、活動の多様化が図られはじめている。第3期群馬県教育振興基本計画にも示されているとおり、学校支援センターの成果を踏まえ、または生かし、多岐にわたる地域学校協働活動の推進につなげていくことができるといい。

【②平成30年度国庫補助事業について】

国庫補助事業として、27の市町村で、放課後の活動の場を提供する「放課後子ども教室」や主に中学生の学習支援を行う「地域未来塾」、主に土曜日や長期休業日における学習支援を行う「外部人材を活用した教育支援活動」に取り組んだ。また、それぞれの活動を総合的にコーディネートする地域学校協働本部の設置も始まっている。

《平成30年度学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金事業報告書から》

放課後子ども教室	23市町村177カ所で実施
地域未来塾	5市町村18カ所で実施
外部人材を活用した教育支援活動	9町村15カ所で実施
地域学校協働本部	5市町村8カ所で設置
地域学校協働活動推進員の配置について	配置予定 4市村 予定無し、または検討中 14市町村

各活動間や他事業との連携状況、活動推進のための体制整備の状況についての市町村からの主な回答は、以下のようになっていた。

- ・学校運営協議会の中で活動についての議論がなされている。
- ・公民館事業と連携している。
- ・複数の活動間で連携が図られている。
- ・独自の会議の中で、活動についての協議を行っている。

○特記事項

国庫補助事業を実施するにあたり、工夫して様々な連携や情報共有を図

ろうとしている市町村が複数見受けられた。学校支援センターにおいて国庫補助事業として実施している放課後子ども教室がコーディネートされている例も見られる。全体的に、連携への意識が高いと感じられるが、実際はそれぞれの活動が単独で行われているケースが多い。

また、人材確保、人材育成が課題であると多くの市町村が考えており、地域学校協働活動推進員の委嘱は進んでいない。現在のところ、積極的な配置が困難な状況がある。しかしながら、推進員という名称ではないものの推進員と同様の役割を担う地域コーディネーターやボランティアリーダーが存在する活動は複数ある。担当する社会教育主事や公民館職員がコーディネートしているケースも多い。

【③④⑤公民館、自治会・子ども育成会等、NPO団体等の活動について】

各市町村において、公民館や自治会等を中心に、地域の実態に応じた地域学校協働活動が実施されている。

《平成30年度地域学校協働活動実施状況調査から》

公民館で学校と連携して実施している活動 (事業)	実施している 30市町村 うち25市町村は全ての公民館で実施
公民館と学校が情報共有するための会議	設置している 17市町村 主な会議 「公民館運営に関する会議」、「青少年育成推進に係る会議」、「学校評議員会」、「学校運営協議会」 等
公民館以外の実施主体と学校が連携した活動	実施している 21市町村 主な実施主体 「青少年育成推進関係団体」、「社会福祉協議会」、「地域づくり協議会」、「自治会」、「子ども育成会」、「NPO団体」 等
地域学校協働活動推進のための会議の必要性 連絡調整を担うべきと考える機関	必要である 8市町村 ①公民館 ②学校 ③教育委員会

○特記事項

「学校を核とした地域づくり」の拠点として公民館への期待が大きいことが窺える。一方で、学校が担うべきだという意見も少なくない。

なお、地域学校協働活動推進の仕組みは必要だと思わない市町村が6市町村あり、主な理由としては、「現状の中で実施すればよい（現状維持）」「関係団体からの理解・協力が得られない」「すでに体制が整っている」という回答が見られた。

(2) 成果

○地域の特性を生かした取組の実施

小規模公民館を中心に、地域の特性を生かした取組が県内の多くで実施

されていた。共通する特徴としては、学校との距離が近いことが挙げられる。ここでいう距離が近いとは物理的な距離だけではなく、これまでの関係性の中で、つながりが深まっている地域を意味する。具体的には、公民館運営審議会等、既存の会議の中で、お互いに十分な情報共有を行い、お互いが何を求めているのか理解したうえで、参画意識をもった「協働」と呼べる活動がなされている。特に学校にとっては、新学習指導要領で示された「社会に開かれた教育課程」の実現の一翼を公民館に担ってもらっているケースが多く見受けられた。

○社会教育主事や地域コーディネーターの活躍による活動の推進

群馬県の特徴的な施策の一つである社会教育主事特別派遣制度により町村へ派遣された社会教育主事の活躍により、当該地域における地域学校協働活動は、有機的に結びつき、単独から総合化へ向かうケースが多く、地域学校協働本部といえる機能を有するようになっている。同様に、公民館における社会教育主事や職員のコーディネートにより、地域の課題を踏まえ、特性を生かし、関係者同士を結びつけた多種多様な地域学校協働活動が県内多くの公民館等で実施されている。地域の人材が地域コーディネーターとして活躍している地域・活動についても同様である。行政職員、地域人材の違いはあるものの、熱意のあるコーディネーターの活躍により、活動はより充実したものになっている。

(3) 課題

○各地域学校協働活動の情報共有の不足

現状の活動では、それぞれが単独で行われるケースが多く、活動ごとにコーディネートされている状況がほとんどである。例えば、学校支援センターによる学校支援活動、放課後支援活動、学校と連携した公民館事業等が、それぞれ個別に行われているケースが多く、互いの活動の目標や、参画している関係者等の情報の共有などについて、必ずしも連携が十分でなく、調整ができていないことによる、地域人材や活動機会・場所の偏り、不足などが生じている地域がある。また、地域と学校が連携して活動を行ってはいるものの、双方向のつながりが希薄な場合が多く、互いに参画しているという意識の醸成が必要である。

○学校と地域の意識のギャップ

多くの学校が、何らかの形で公民館や子ども育成会等の地域団体の事業に協力している。また、およそ3分の2の学校では、地域の方々と共に理解を図る会議を実施している（令和元年度学校支援センター運営推進状況

調査より）。公民館や地域団体との連携について、学校側の意識が高いことが窺える。

一方で、地域側（公民館等）では、学校との情報共有が不十分であり、コミュニケーション不足であると多くの関係者が感じている。学校と地域の間に、意識のギャップがある。

○核となる人材・コーディネーターの不在・不足

(2)において、熱意のあるコーディネーターが機能している地域の活動はより充実したものになっているということについて述べたが、反対に、多くの地域・活動で、コーディネーターとなる人材の不在、不足が指摘されている。コーディネーターが機能している地域と不在の地域では、その推進に大きな差が生じている。

○地域の特性の見極め、地域のよさを生かした企画・立案の必要性

今回確認できた特徴的な地域学校協働活動の多くは、小規模な自治体や公民館で実施されていた。地域の特性とスケールメリットを生かしやすいということが考えられるが、県内すべての地域で、地域の特性を見極め、地域のよさを生かした企画・立案が望まれる。

3 提言（具体的な推進方策）

（1）提言1 公民館を核に連携・協働を

地域の人々の温かい心遣いに守られ支えられながら育った子どもたちには、自然とふるさとを大事にしたいという思いが芽生えてくるであろう。

わたしたちの一番の願いは、生まれ育った地域に残って地域を支えてくれる子ども（人材）を育てたいということであるが、現在の社会状況の中で、困難な部分もある。そこで、たとえ離れていても、生まれ育った地域のことを思いやる心を育てていくことができるとよい。このねらいに迫るための、地域と学校の連携・協働による活動の拠点として最適な場所が公民館であると考える。公民館は、各地域で、これまで地域の拠点として大きな役割を果たしており、地域と学校が連携した活動についてもすでにほとんどの公民館で実施されている。今後は、各地域の実態を踏まえ、双方向の意識を明確にもった地域学校協働活動を事業化することが必要である。

また、公民館には、多様な活動をコーディネートする役割も期待したい。この一例として、各学校に設置している「学校支援センター」を見直し、公民館に地域学校協働活動の拠点を設置することで、地域全体の学習支援も含めてコーディネートすることも可能になる。学校現場における働き方改革が指摘される中、公民館のコーディネートによる多様な地域学校協働活動の実施は、今後の活動の継続性が保証される、持続可能な仕組みであると考える。そして、公民館が期待される役割を果たすためには、熱意のある公民館職員の存在が不可欠である。

「公民館を核に」というと、それは当たり前のことと感じるかもしれない。しかし、ここでもう一度、公民館の価値と担ってほしい役割について、各市町村で検討することが望まれる。

なお、県内には、公民館がない町村もあるが、これらの町村においては、公民館と同等の機能を有する施設があつたり、教育委員会自体が公民館と同様の役割を担っていたりする。公民館という名称にこだわるものではなく、各市町村の実態に合わせて考えていくとよい。

（2）提言2 地域と学校の目標・ビジョンの共有、個別の活動から総合化へ

地域学校協働活動には、ふるさとを大切にする子どもたち、将来地域を支える子どもたちを育てるというビジョンが必要である。これは、新学習指導要領において「社会に開かれた教育課程」の必要性を示した学校教育、そして、「学校を核とした地域づくり」を推進するための社会教育双方のねらいと合致する。各地域で、様々な地域学校協働活動がすでに行われて

いるが、個々の活動がどんなに素晴らしいものであっても、そのねらいがまちまちでは、効果は半減する。上記のねらいを踏まえたとき、共通のビジョンのもとで、それぞれの活動及び活動にかかわる多くの人たちがゆるやかにつながりながら（関わり合いながら）実施されることが必要であると考える。

具体的には、各市町村・地域で組織を整え、全体的な計画を整備したうえで、個々の活動を計画の中に位置付けていけるとよい。各活動における共通のビジョンをもつという一貫性が必要である。

これは、必ずしも新たな組織を作る必要があるというわけではない。平成30年度地域学校協働活動実施状況調査結果によると、半数以上の市町村で、すでに地域（公民館等を含む）と学校が情報共有するための組織（会議体等）をもっている。既存の仕組みを生かし、活用しながら、上記のねらいが達成できるよう、整理・再構成できるとよい。地域の実情を加味した持続可能な仕組みづくりの推進が求められる。

（3）提言3 地域と学校の連携・協働の核となる人材の育成

地域学校協働活動を推進する人材として、地域学校協働活動推進員の委嘱に関することが、社会教育法に位置付けられた。地域学校協働活動を推進するためには、（2）で述べた「持続可能な仕組みづくり」とともに、活動を強力に推進するための「核となる人材の育成」が不可欠である。行政や学校には人事異動があり、数年ごとに人が入れ替わる。地域の人材がコーディネーターとして機能することは、「持続可能な仕組みづくり」に直結するものである。

これまで、学校支援活動や放課後子ども教室等におけるコーディネーターやボランティアリーダーは、それぞれの活動が円滑・効果的に実施されるよう、学校や地域住民との連絡調整、活動の企画・調整等の役割を果たしてきている。これからは、地域学校協働活動が、単発ではなく、総合的に実施されることが必要であることから、このコーディネート機能がさらに強化される必要がある。

県内の事例を見ると、優れた地域コーディネーターは、活動に継続的に取り組むことに加え、各種研修会における学習や同じ立場の人たちとの交流等を通して経験値を向上させることにより生まれてきている。様々な実践の中で時間をかけて養成されるケースが多い。

今後、各市町村には、地域学校協働活動推進員の積極的な委嘱を望むが、そのためには、推進員として活躍できる資質・能力をもった人材を積極的に養成していくことが必要になる。地域学校協働活動推進員について、社会教育法では、社会的信望があることと、地域学校協働活動の推進に熱意

と識見を有することをその要件としているが、具体的には、子どもたちの状況を理解できる人、学校の現状を理解できる人、地域の実情を把握できる人、そしてコミュニケーション力のある人が望ましい。このような優れた人材は、「育てていく」ことが基本であると考える。

地域学校協働活動推進員となりうる人材養成のためには、学校支援センターコーディネーターをはじめ、ボランティアリーダー経験者、PTA活動経験者、自治会経験者、社会教育団体指導者、元学校教員等、現在、すでに活動を始めていたり多くの経験を有したりする人に声をかけ、人材育成のための研修会や交流会を開催していくことが有効であろう。また、地域人材の情報を豊富にもっている公民館長や学校長から適任者を推薦してもらう方法もある。なお、文部科学省が地域学校協働活動推進員の委嘱を法に位置付けた背景には、活動を行うまでの身分を保証するという意味合いが強い。必要なのは、コーディネートができる人材の配置であり、地域学校協働活動推進員という名称にこだわるものではない。

また、各学校には、地域連携担当教員が校務分掌として位置付けられている。地域連携担当教員が学校の窓口となり、地域コーディネーターと情報共有のもと、連携して推進を図っていくことが必要である。地域学校協働活動の推進は、本来の目的以外にも、教員の働き方改革につながる可能性を多く含んでいる。地域連携担当教員が学校における推進の核となり、教職員に向けた啓発を図っていくことが期待される。なお、社会教育主事有資格者教員においては、担当として積極的に関わり、学校における地域との連携・協働の推進にその能力を發揮してほしい。

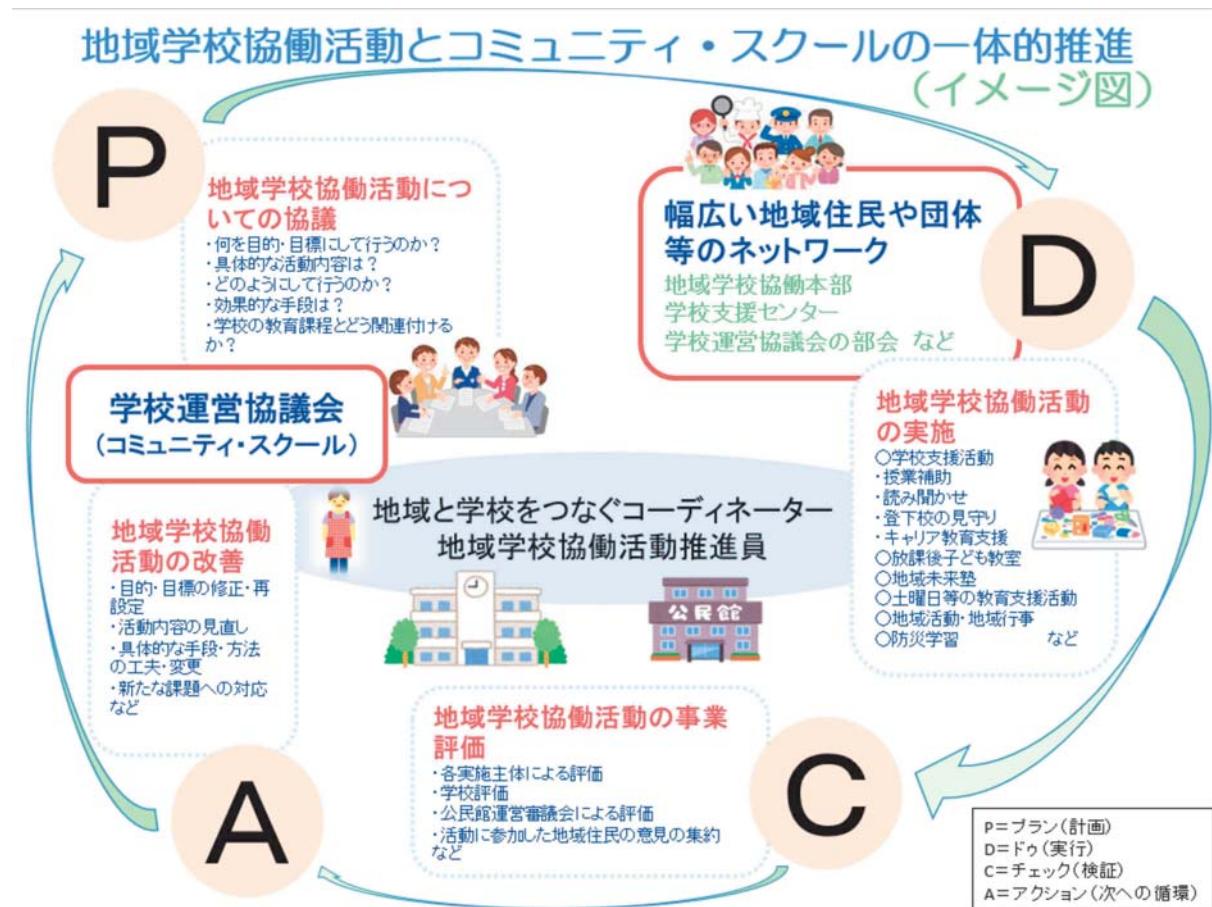
(4) 提言4 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進

文部科学省は、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の設置を柱とした「地域とともにある学校づくり」と、社会教育のフィールドで行われる、地域学校協働活動の推進による「学校を核とした地域づくり」、これら両者の体制が、お互いに関わり、補完し合いながら、一体的に推進していくことを推奨している。

コミュニティ・スクールの目的は、一義的には学校運営の改善と充実にあり、そのために、学校、家庭、地域が対等な立場で議論を行う場が学校運営協議会である。平成29年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下地教行法）が一部改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたため、これまで設置があまり進んでいなかった群馬県においても、今後飛躍的にその数が増えることが予想される。地教行法では、地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員となり、参画することを求めている。

では、一体的推進とは、どのようにとらえたらよいのか。学校運営協議会と地域学校協働活動の関係をP D C Aサイクルに当てはめて考えると、主に、P（計画）を担うところが学校運営協議会であり、D（実行）にあたる部分が各地域学校協働活動になるだろう（※下図参照）。例えば、学校運営協議会において地域として取り組むべき課題について議論した中から具体的に活動に取り組むために、実働を担う組織として地域学校協働本部を整備することや、学校運営協議会における協議により、将来地域を支える子どもたちを育成するため、地域の教育力を導入した活動を学校の教育課程の中に位置付け実践することで、「社会に開かれた教育課程」を実現することなどが考えられる。また、県独自の施策として推進してきた「学校支援センター」の成果を踏まえ、または発展させて、コミュニティ・スクールとの一体的な推進を図ることも、一つの方法であろう。

各市町村において、「一体的推進」についてどのように捉えるのか、具体的にどのような活動をイメージするのか等、議論を進めてほしい。



4 提言に関わる県内事例（モデル事例）の紹介

（1）提言1に関わる事例 公民館を核に地域と学校が連携・協働した取組

○きよさと焼体験学習（前橋市：清里地区）

■活動の概要

前橋市清里地区では、清里まちづくり協議会を中心に、地元特産の枝豆やタマネギを使った料理「きよさと焼」を通して地域づくりをしようという試みを行っている。

清里小学校では、総合的な学習の時間に、3年生が清里公民館の調理室を使って、「きよさと焼」づくりを行っている。講師は、清里まちづくり協議会の方々。

地域学習の一環として実施し、児童の地域に対する興味・関心や地域を愛する心情の醸成につなげたいという学校側の思いと、「きよさと焼」を地域に広めたいという清里まちづくり協議会側の思いが一致して、平成21年度より、この連携事業が続いている。

これらの活動を清里公民館がコーディネートすることにより、よい活動が継続して実施される仕組みとなっている。

■きよさと焼体験学習における地域と小学校の関係

地域の子どもたちに伝えたいこと

（地域の子どもは地域で育てる活動）

- 地域の産業と特産物、郷土料理であるきよさと焼を知ってもらいたい。
- 故郷の魅力を伝えたい。
- 地域の人たちと交流し、人やまちに愛着を感じてもらいたい。

清里小学校が目指す学校像

- 温かい学級とより良い人間関係に立つ、児童が明るく生き生きと学び・活動する「元気な学校」

清里小学校が目指す児童像

- 元気で明るい子・思いやりのある子・進んで学ぶ子

総合的な学習の重点

- 地域の自然や社会環境、文化や人材等取り込んだ学習活動の工夫を推進

地域からきよさと焼体験を提案



清里小学校の指導内容に合致

地域

方針の合致

学校

■枝豆栽培ときよさと焼体験



【種まき】



【収穫・もぎ取り】



【きよさと焼づくり】



【完成！】

※きよさと焼体験は、学校の授業（総合的な学習の時間）において実施。会場は公民館。種まき、収穫・もぎ取りは、清里公民館と清里まちづくり協議会の共催により実施。

■地域と学校の連携・協働から見えた成果

大人たちの意識の芽生え

- 地域の特産物や郷土料理にふれてもらい、たくさんの笑顔と交流できたこの体験活動を通して、子どもたちや学校と地域をつなぐ重要な活動であることを再認識し、やりがいを感じた。
- 地域のために、何ができるのか。人や地域を支える様々な貢献意識が芽生えた。

子どもたちの成長

- 地場産業、特産物を知ることができた。
- 郷土料理づくりの体験から、生産者や食の大切さを感じることが出来た。
- 交流を通して、地域の人たちのあたたかさを感じることができた。
- 一人でも料理ができたことで自信がもてた。

■ポイント

公民館が連携・協働の核になり、地域づくりにつながる効果的な地域学校協働活動の実施と「社会に開かれた教育課程」の実現が両立

○チャレンジ!!通学合宿（館林市：渡瀬公民館他）

■活動の概要

館林市の渡瀬地区、赤羽地区、中部地区では公民館事業として「チャレンジ!!通学合宿」を実施している。この事業は、地域の子どもが親元を離れ、年齢の異なる集団での共同生活や地域の中での体験活動を通して、自主性、協調性及び思いやりの心などを養うとともに、家庭や家族のありがたさを実感し、生きる力を育むことを目的としている。

チャレンジ!!通学合宿実行委員会を中心に、地域住民による運営全般への参画を通して「地域の中での子育て」を推進している。（以下は渡瀬地区的取組事例）



■主なプログラム

①生活プログラム



食事準備

②体験プログラム



買い物体験

③ゆとりプログラム



お菓子作り

<参加者の声>

- みんなで買い物をすること、食事を作ることが楽しかった。通学がいつもと違い、みんなと学校に行けて楽しかった。（参加した小学生）
- 地域の方やボランティアの方々の協力により子どもたちが良い経験ができる良い事業だと思います。連続して参加してくれる子どもがいると協力者として嬉しく思います。集団での共同生活や時間内に行動する経験は子どもたちにとって良いチャレンジになったと思います。（保護者）

■効果・成果

- 公民館のコーディネートにより、学校と地域の多様な関係団体が結びつき、地域全体で子どもを育てる機運を醸成し、地域の教育力の向上につながっている。
- 学校や地域住民、各種団体、ボランティア等が連携・協力し、子どもたちと積極的に関わることで、自己肯定感や自主性を高める取組となっている。

■ポイント

公民館のコーディネートのもと、チャレンジ!!通学合宿実行委員会が地域学校協働本部の役割を担い、学校・家庭・地域の顔が見える関係を構築

(2) 提言2に関わる事例 地域と学校の目標共有のもと活動が有機的につながる総合化・ネットワーク化の取組

○川場村ふれあい学習推進協議会の取組（川場村）

■概要

川場村ふれあい学習推進協議会は、議員、教育委員会関係者、社会教育委員、社会福祉協議会会長、商工会長、各社会教育団体代表、校園長、放課後子ども教室関係者等、村内の幅広い関係者により構成されている。「これから川場村を支える人材を育成する」という共通目標をもち、ふれあい学習実行委員会やチャレンジウィーク推進委員会、学校支援センター等のコーディネートにより実施される各地域学校協働活動についての情報を共有し、ゆるやかにつながる。全体のコーディネートを特別派遣社会教育主事が担う。

■川場村ふれあい学習推進全体構造図



■活動内容

地域で子どもたちを育てる方策等の協議、地域の教育力に関する事項の検討、子どもたちの体験活動に関する事項の検討や活動プログラムの検討、生涯学習推進、学社連携、青少年健全育成に関する研修 等

■ポイント

ふれあい学習推進協議会が地域学校協働本部の役割を担い、「地域を支える人材を育成する」という目標共有のもと関係者がつながりネットワークを形成

(3) 提言3に関わる事例 地域と学校の連携・協働の核となる地域人材育成・活用の取組

○地域学校協働活動推進員がつなぐ地域学校協働活動（高山村）

■概要

高山村では、これまで、各種放課後子ども教室（※）や学校からの依頼を受けて行う学校支援活動等、ほぼすべての地域学校協働活動が特別派遣社会教育主事のコーディネーターのもと実施されてきた。しかし、社会教育法の改正を踏まえ、平成31年4月に、新たに地域学校協働活動推進員を委嘱し、これまで特別派遣社会教育主事が担ってきたコーディネーターとしての業務を、地域学校協働活動推進員に移行していく取組を始めている。

※高山村では、中学生を対象に行っている地域未来塾や、小学生の土曜日の学習支援等も含めて「放課後子ども教室」と総称している。

■地域学校協働活動推進員の発掘・育成

長年放課後子ども教室（英語活動）のコーディネーターを務めてきた実績のある方に声を掛け、地域学校協働活動推進員の委嘱を受けていただいた。

地域学校協働活動推進員が地域学校協働活動を推進するためには、学校との関わり方についての知識や子どもの扱い方等の知識・技能が必要である。また、学校支援センターに係る業務もある。これらについて、専門知識のある特別派遣社会教育主事が推進員を支援するとともに、はじめのうちは一緒に活動する中で必要な知識やスキルを身に付けてもらい、徐々に自立できるよう、育成を図っている。

統括的なコーディネーターとしての地域学校協働活動推進員が機能し、個々の活動を有機的につなげることで、持続可能な仕組みを目指している。

高山村の地域学校協働活動 ⇒ 地域学校協働活動推進員が「つなぐ」



■地域学校協働活動推進員の主な業務

○放課後子ども教室の運営と教材開発

- ・中1英語塾
- ・中2英語塾
- ・小学生土曜英語クラブ
- ・英検チャレンジ塾

※支援員、受講生の管理を含む。

○英検受検のための家庭学習支援

学校に「えいごBOX」を設置して、英検チャレンジ塾生の家庭学習を日々支援している。

○学校支援センター機能

学校の求めに応じて、学習活動での外部指導者を地域住民から発掘し登用。

○広報活動

学校と地域が連携協働している実態を住民へ広くPRするための広報紙づくり。

【推進員が発行している広報紙→】

■ポイント

連携・協働の核となる地域学校協働活動推進員を委嘱しその育成に努めることで、よい活動が無理なく持続できる仕組みを確立



(4) 提言4に関する事例 地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの 一体的推進についての取組

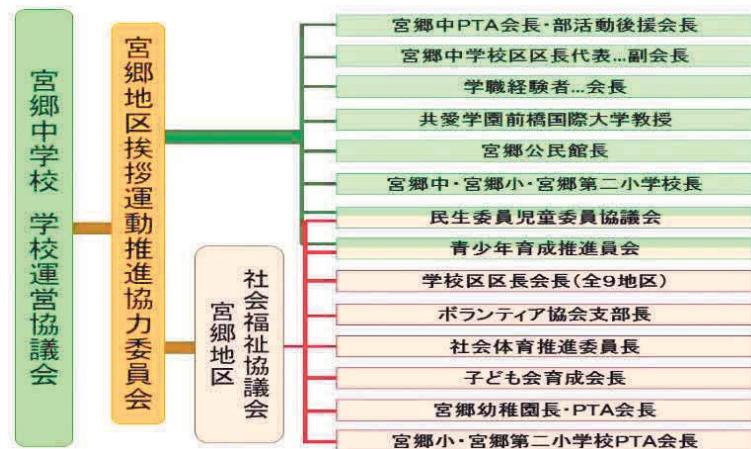
○学校・家庭・地域が一体となって取り組む挨拶運動（伊勢崎市：宮郷地区）

■活動の概要

伊勢崎市宮郷地区では、地域課題解決への取組として、毎月16日を「挨拶運動の日」と定め、宮郷地区全体で挨拶運動に取り組んでいる。地区の全住民に活動への参加を呼びかけることで、地域全体を巻き込んだ取組となっている。また、挨拶運動啓発のためのポスター作成や標語作成を子どもたちが担っており、子どもと大人が共に取り組む活動となっている。

この活動は、宮郷中学校学校運営協議会において地域として取り組むべきことについて協議した中から、実働を担う組織である挨拶運動推進協力委員会を立ち上げて活動を実践しており、本委員会がそれぞれの活動をコーディネートすることで地域学校協働本部としての役割を果たしている。

■挨拶運動を推進する体制図



【挨拶運動推進協力委員会の様子】



【各拠点で取り組む挨拶運動の様子】

■実施にあたっての工夫

- ・宮郷地区は9つの町区からなり、各町区毎に2カ所の拠点を決め、学校園を含めると全体で22カ所の拠点で挨拶運動を実施している。拠点に来られない住民には、自宅前で声掛けを行うよう依頼している。
- ・宮郷中学校の美術部の生徒が啓発ポスターを作成し、各学校園をはじめ、各町区に配布し、掲示して周知を図っている。
- ・子どもたちが挨拶運動に関する標語を作成し、回覧板で全家庭に回覧している。
- ・挨拶運動のための幟旗を宮郷地区社会福祉協議会で50本作成し、各拠点に立てて挨拶運動を盛り上げている。
- ・本活動の事務局を宮郷中学校学校運営協議会副会長及び公民館長が務め、活動の計画や会議の運営、広報・周知を担っている。

■挨拶運動を実施しての効果・成果

- ・学校運営協議会委員及び宮郷地区的区長、民生委員、青少年育成推進員、域内の学校園の学校評議員会の代表等により組織される推進体制により、宮郷地区全体で子どもたちを健全に育てていこうとする気運が高まっている。
- ・子どもたちが安全・安心に登校できるようになり、「地域の方々に見守られている」という意識が子どもたちの中に芽生えている。
- ・この取組によって地域ぐるみで子どもを育てていくネットワークが構築された。これを基盤として、今後は、公民館で実施している放課後子ども教室など、他の地域学校協働活動をさらに効果的につなげていくことが期待できる。

■ポイント

コミュニケーション・スクールにおける熟議から実働を担う地域学校協働本部としての挨拶運動推進協力委員会を立ち上げ、活動をコーディネート

○コミュニティ・スクールとの連動による地域学校協働本部の活性化 (下仁田町)

■活動の概要

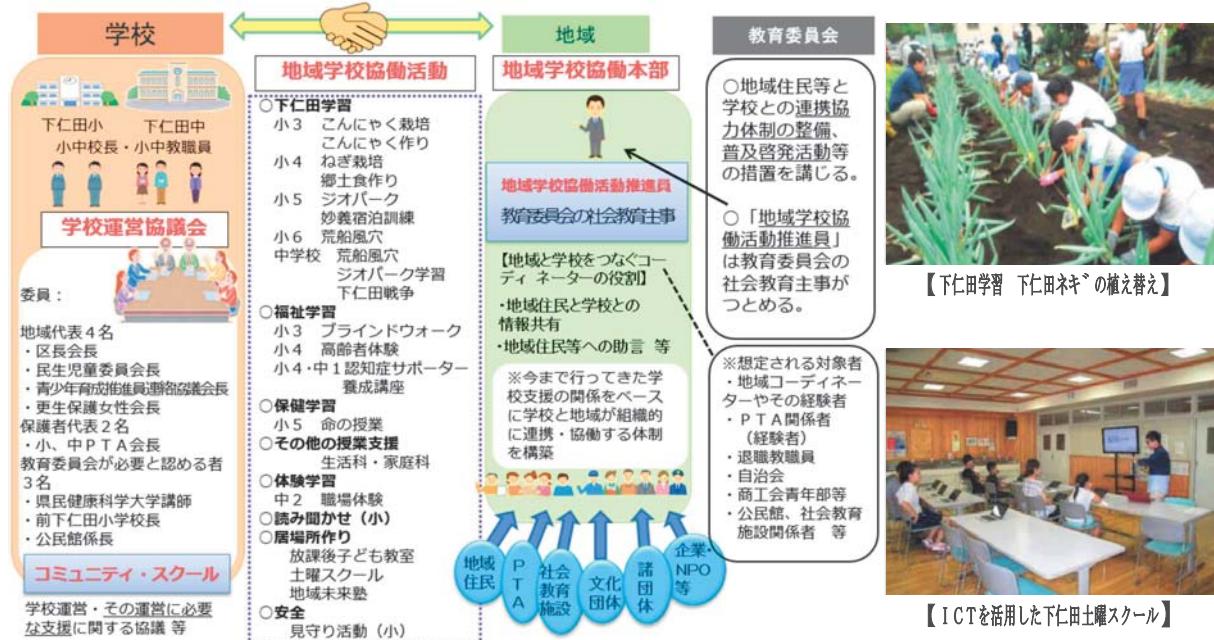
下仁田町では、子どもたちの安全安心な居場所づくり等を目的に、平成27年度に「下仁田町放課後子ども教室」を開設した。また、土曜日の教育活動推進のための取組である「下仁田土曜スクール」や、小中学校の9年間で郷土・下仁田町を体系的に学ぶ「下仁田学習」等、様々な地域学校協働活動に積極的に取り組んできた。平成29年度には、これらの活動を総合的にコーディネートする地域学校協働本部を設置した。

これらの活動を実施していく中で、学校と地域、活動に関わる方々等の、より親密な相互のつながりが求められるようになってきた。そこで、平成31年4月に学校運営協議会を設置した。子どもや地域の現状や課題等について共通の認識をもてるようになったことで、各地域学校協働活動のさらなる充実が図られている。

■特徴的な地域学校協働活動

- ①下仁田町放課後子ども教室：放課後の子どもたちの安全安心な居場所であるとともに、学習支援や書道、絵画・料理教室、スポーツの指導等、様々な体験活動や学習機会を提供。
- ②下仁田土曜スクール：土曜日の教育活動推進のために、地域のNPO法人と連携し、ICTを活用した学習支援や体験活動、子どもたちの悩み相談、進路指導等を実施。
- ③郷土学習「下仁田学習」：「郷土を愛し、郷土を誇りに思う児童・生徒の育成」を目指し、小中学校の9年間で下仁田町のことを体系的に学ぶ取組。下仁田学習の指導については、学校の教職員だけでなく、地域の様々な方々も中心的な役割を担う。
- ④登下校時の見守り：子どもたちの安全な登下校のために、更生保護女性会の方々が見守り活動を実施。

■下仁田町における一体的推進のイメージ図



■一体的推進の効果・成果

地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの連動により、目標の共有と関係者の連携協力が円滑に行われるための仕組みがより強固になった。例えば、学校支援活動として実施されている見守り活動は、学校運営協議会において、「下校時のスクールバス下車後、自宅までの道のりを1人で歩く子どもが多く心配である」という学校課題を受けた協議がなされ、解決への手立てとして始められた取組である。

さらに、学校と地域との連絡・調整を行う統括的な地域コーディネーター（社会教育主事）がこれまで以上に機能し、学校のニーズと地域の方々（諸団体等）の特性がマッチした地域学校協働活動が実施されるようになった。今後は、整備された体制を基盤として、地域行事等のさらなる充実を図ることで、地域づくりにつなげていくことが期待できる。

■ポイント

地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの連動により、学校のニーズと地域資源の特性がマッチした質の高い地域学校協働活動の実施が可能に

○学校支援センターを核としたコミュニティ・スクールの取組 (高崎市：吉井西小学校)

■学校支援センターとコミュニティ・スクールの概要

高崎市立吉井西小学校の学校支援センターは、保護者から募ったコーディネーターグループ5名を中心に、学校と各ボランティアリーダーが連携して運営しているのが特徴的である。

学校支援ボランティア活動は、「～できる時無理なく 仲良く 末永く～」をキヤッチフレーズに取り組んでおり、その活動分野は学習支援、環境整備、登下校安全指導、学校行事への支援と多岐にわたっている。

特に、大きな効果を挙げている学校支援センターを核として、学校・家庭・地域の更なる連携・協働を図り「地域とともににある学校」をめざし、平成25年度から、学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとなった。

- 16名で構成
(地域・保護者・学校・学校支援コーディネーター代表、教育委員会、有識者)
- 年間7回、委員会開催



学校運営協議会委員会

熟議



学校支援ボランティア連絡協議会

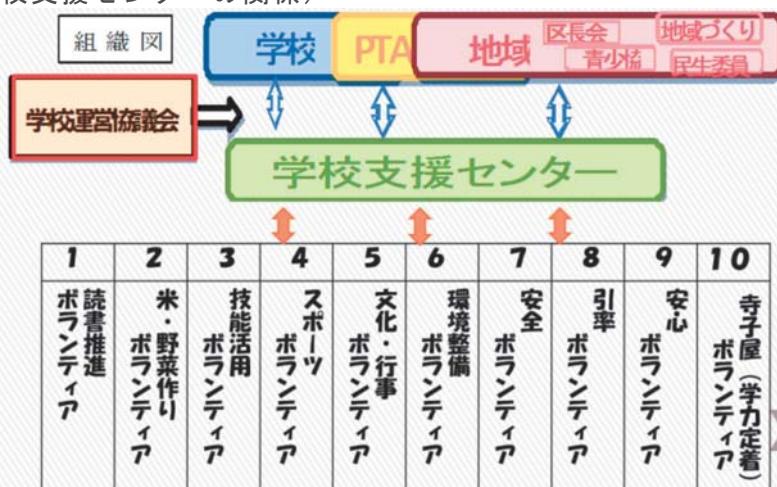
- 学校運営協議会委員
学校支援コーディネーター
各ボランティア代表
- 年2回（8月、2月）開催

■組織図（学校運営協議会と学校支援センターの関係）

学校支援コーディネーターが学校運営協議会の委員となっており、地域学校協働活動とコミュニティ・スクールの一体的推進に寄与している。

学校支援センターの活動が、地域学校協働本部の役割を果たし、学校支援コーディネーターは、社会教育法に示された「地域学校協働活動推進員」と同様の役割を担っている。

特に、コーディネーターが複数いることによる、負担軽減や不安解消は、地域学校協働活動推進の体制づくりにおけるコーディネーターの配置の参考となる。



■効果・成果

コミュニティ・スクールになったことで、地域づくり協議会等、地域団体とのかかわりも増え、学校と地域で目指す児童像や取組のねらい等について、意識の共有が図れるようになった。地域の人たちの学校への関心がより高まり、ボランティアも集まりやすくなつた。また、多くの地域の方々が学校に来る機会が増え、学校と地域の距離感が縮まつてゐる。

教育の質の向上、学習意欲・学力の向上、児童の問題行動の減少などの「よりよい学校づくり」だけでなく、学校と地域の信頼関係強化、地域・家庭の教育力の向上などの「よりよい地域づくり」にもつながっている。

■ポイント

コミュニティ・スクールにおける熟議により学校支援センターの機能がさらに充実し、質の高い学校支援活動の実施と「社会に開かれた教育課程」が実現

5 教育行政に期待すること

(1) 教育委員会に期待すること

○積極的な情報発信、広報・普及活動、モデル事例の紹介

より多く、より幅広い地域住民等に地域学校協働活動への参画を促すためには、まずは活動についての理解の促進を図らなければならない。地域学校協働活動とは何か、その目指すものは何か等、インターネットやＳＮＳ等様々な広報媒体を有効に活用し、より積極的に情報発信し、広報・普及活動に努めてほしい。

また、県教育委員会では、学校支援センターの推進について、各教育事務所ごとに推進を図ってきた実績がある。普及啓発には、教育事務所単位のブロック別推進会議や推進研修会が有効であろう。特に、地域学校協働活動の実施には、社会教育部局と学校教育部局との連携・協働が必須である。だが、県市町村行政において、一体的に推進するための組織の再編等が進められているところは少なく、教育事務所における会議や研修会が、各部局間の意識の共有や共通理解を図る場となる。

また、県教育委員会の大きな役割として、県内外のモデルとなる先進事例を市町村に紹介することが大切である。各種研修会やフォーラム等の際に先進事例の発表や具体的な活動展開を考えるためのワークショップを開催したり、地域と学校の連携・協働のための事例集（ガイドブック）を作成したりすることが効果的である。さらに、ホームページ上でいつでも事例等が検索できるデータベースを整備することも考えられる。

○系統だった人材育成のための施策の展開

これまでも、県・市町村教育委員会は、地域と学校の連携・協働にかかる人材育成のための研修会を実施してきているが、研修対象者や研修内容が重複してしまうようなケースも多い。そこで、県教育委員会の役割として、研修の実施はもちろんであるが、市町村教育委員会が実施する研修も含め、県全体で実施される研修を把握し、研修の見直し・棲み分けをコーディネートすることが必要である。具体的には、すでに地域コーディネーターとして実績がある人、ボランティアリーダー等を務めており今後地域コーディネーターとして活躍が期待される人、ボランティアとして活動に関わり始めた人等、対象者に合わせた研修内容や方法を工夫する必要がある。管理職も含めた学校の教職員へ向けた啓発のための研修も必要である。

また、市町村に対し、県教育委員会は、人材育成のための人的支援や相談体制の整備等、市町村の状況を勘案する中で、県として考えられる支援策を導き出してほしい。

○多種多様な主体とつながるネットワーク型行政の実現

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（中教審答申 平成30年12月21日）」で示されたように、社会教育行政担当部局で完結するのではなく、多種多様な主体との連携・協働によるネットワーク型行政の実質化を目指す中で、地域学校協働活動の推進を図ってほしい。具体的には、行政の中における他部局との協働、大学や高校等の教育機関との協働、民間企業やNPOとの協働や、今後、新しく制度化される「社会教育士（※資料参照）」を活用したネットワークづくりを考えていく必要がある。

高等学校との連携は、すでに他県において様々な取り組みが行われている。県内を見回すと、専門高校を中心に、多種多様な地域ブランドづくり学習に取り組むなど、まちづくりや地域の活性化に資する活動を行っているが、これらを地域学校協働活動としてはとらえていない現状がある。県教育委員会では、これまで、高校と地域が連携・協働した活動について、社会教育のフィールドにおいて調査研究を進めてくることがなかった。今後、まずは、実態を把握したうえで、高等学校を核とした地域学校協働活動の可能性について探っていく必要がある。

○積極的な社会教育主事の発令、公民館への社会教育主事配置の推進

これまで述べてきたように、社会教育主事は、地域と学校の連携・協働をはじめ、地域課題の解決になくてはならない職である。令和元年度は、6市町村において社会教育主事が配置されていない現状がある。社会教育法において、社会教育主事の配置が義務付けられているということもあるが、何より、社会教育主事がいることで、地域における社会教育の推進が期待できる。各市町村教育委員会には、社会教育主事の未配置解消をお願いしたい。また、可能な限り、公民館へ社会教育主事を配置していただけないとありがたい。すでに、計画的に、社会教育主事資格をもたない公民館職員に社会教育主事講習を受講させている市町村もある。公民館職員の資質向上は、地域課題の解決に直結するものであると考える。

○地域の特性の見極め

各市町村では、地域と学校が連携した様々な活動が行われている。地域学校協働活動に関する先進事例を見ると、共通しているのは、その地域の特性を最大限に生かした実践がなされていることである。各市町村、各地域で、強みは何か、生かせる仕組みはないか、モデルとなる事例は何か等を検討し、地域の実態に応じた推進を図ってほしい。

また、市町村教育委員会には、地域の様々な人材・団体等がより連携を密にし、情報の共有のもとで、誰もが参加できる取組をお願いしたい。地

域のよさを生かし、誰もが参加したくなる魅力的な事業の実施が望まれる。その際の留意点として、目指すべき地域と子どもたちの姿を常に念頭に置き、計画的に事業を実施することが大切である。

(2) 社会教育主事・公民館職員に期待すること

○学びのオーガナイザーとして連携・協働の核に

社会教育主事は、教育公務員特例法第2条の5及び社会教育法第9条の3により、法的に位置づけられた専門職である。社会教育主事には、プランナーとして地域課題を反映した企画・立案をすること、アドバイザーとして経験に基づく適切な助言・相談を行うこと、コーディネーターとして連携と調整を行うこと、ファシリテーターとして活動に関わる人たちをやる気にさせること、さらに、インキュベーターとして活動を長い目で支援することなど、学びのオーガナイザー（組織者）として、連携・協働の核となる活躍を期待したい。

公民館職員は、学校と地域の連携・協働において、最も重要な役割を担う。学校を含めた地域全体の状況に一番精通しているのは公民館職員であろう。社会教育主事の発令があるなしに関わらず、地域の中でお互いの顔が見える関係を作りだすことができるのも公民館職員である。プランナーやコーディネーターとしての役割が特に求められる。

今回、社会教育委員会議による答申に向け、公民館の役割について多くの時間を費やして議論や視察を行ってきた。昨今、公民館は、貸館業務のみを行っているようなところもある一方で、熱意のある職員の活躍により、地域の拠点となっているところも多く見られる。私たちが望む公民館は、敷居が低く、誰もが集うことができる場である。地域と学校の連携・協働に限ったことではないが、公民館職員には、公民館に来る人に進んで声をかけたり相談を受けたりしてほしい。また、地域の課題をつかみ、活動を望む人たちに会づくりの方法や広報の方法を教えるなど、地域住民が自主・自立的に活動できるように環境を整え、応援してもらいたい。

○社会教育主事等のネットワークの形成を

社会教育主事や公民館職員には、県及び各市町村で進めている社会教育を集約する機能をもつネットワークの形成を望む。県教育委員会の社会教育主事がその枠組みをつくり、そこに、県や市町村の枠を超えて、関係者が集うことができるとよい。情報交換を密にし、それぞれが自分たちの立ち位置を確認したうえで、各施策を推進していく事が必要である。それぞれの地域に愛着をもつ子どもを育てることが地域学校協働活動の大きな目的であるが、地域を超え、「未来を担う群馬の子どもを育てる」という意識を共有してほしい。

おわりに

平成となって以降、少子高齢化が叫ばれ続けて久しく、核家族化の進展からくる地域住民同士のつながりの希薄化、ひいては地域コミュニティの弱体化は避けて通れない社会問題として顕在化し続けている。なかでも学校教育が直面する課題は複合化しているために、課題の解決に当たっては多面的、立体的なアプローチが必要となってきている現状がある。

そこで学校を核として、地域総ぐるみで地域の未来を担う子どもたちの成長を支えていく教育力の充実・向上が求められ、その具体策が検討されることは必然の道であったと思う。そもそも“地域学校協働活動”とは、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくそれぞれの活動を合わせて総称したものである。

群馬の未来を担う人づくりを推進していくためには、それぞれの地域性や学校の実情や特色に応じ、地域の大切なリソースである高齢者や大人たち、学生、またPTAやNPOなどの団体、民間企業、公的機関等を糾合し、お互いにゆるやかなつながりによって連携・協働し、まさに一つのチームとして機能していくことが求められている。

今回は、学校を始めとする家庭や地域、ひいては社会全体ともそれぞれの現状が単独では解決するのが難しい課題を抱えていることを提起している。そこで新しい時代である令和の幕開けにあたり、この答申を契機として持続可能な社会の実現に向け学校を核とした地域づくりを推進することにより、人材の確保と育成を具体的に進め、地域の輪を濃密なものにしていくことを大いに期待したい。

《資料》

◆ 質問文

写

生 第332-5号
令和元年6月27日

群馬県社会教育委員会議
議長 太田 和雄 様



群馬県教育委員会教育長 笠原

地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について（質問）

このことについて、社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、下記理由を添えて質問します。

記

1 質問事項

地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について

2 質問理由

今日、急激な高齢化・少子化やグローバル化、情報化の進展により社会環境が変化し、教育をめぐる状況も大きく変化している。このような中、持続的に発展する地域づくりのためにも群馬の未来を担う人づくりが求められており、学校教育と社会教育の充実・振興に取り組んでいく必要がある。

平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働し、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要があるとしている。そのための新たな体制として「地域学校協働本部」を全小・中学校区に構築し、学校運営協議会※と相互に補完し高め合う存在として両輪となって相乗効果を発揮していくこと等が求められ、平成29年4月には、社会教育法等関係法令が一部改正された。

群馬県では、すべての小・中学校に、地域の教育力を取り入れ学校教育を充実させるための拠点として学校支援センターが設置されており、多くのボランティアの参画を得た学校支援活動が行われている。また、市町村が主体で児童・生徒の放課後や休日における居場所づくりや学習支援のための活動なども行われている。

今後、これまで以上に学校と地域が連携・協働し、子どもたちが予測困難な未来をたくましく生きる力を育み、誰もが自己の可能性を高め、豊かな人生を送り、主体的に社会と関わることができるように取り組んでいく必要がある。第3期群馬県教育振興基本計画(平成31～令和5年度)では、幅広い地域住民等の参画をいただき、地域の将来を担う子どもたちの成長を支え、地域の活性化や生涯学習社会の実現を目指して、新たな取組として「学校・地域の連携・協働による地域の活性化(取組38)」を加えたところである。しかし、各地域で様々な活動が実施されているものの、それぞれの活動が単独で行われており、理念や目標を共有する体制が整備されていない点が課題となっている。

以上のような現状と課題を踏まえ、地域住民等の参画を促進し、地域全体で子どもたちを育んでいくための施策や地域と学校が連携・協働した活動を推進するための組織体制など、幅広く御審議いただきたい。

※学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有化を図るとともに、学校運営への必要な支援等を協議する、教育委員会によって学校に設置される合議体のこと。

◆群馬県社会教育委員名簿（平成30年度・令和元年度）

区分	氏名	役職・職業名等	備考欄
学校教育	三好 玲子	前橋市立若宮小学校長	
	村田 康子	前橋市立鎌倉中学校長	H30年度
	涌沢 雅子	前橋市立荒砥中学校長	R元年度
社会教育	成田 弘	群馬県社会教育委員連絡協議会長	H30年度 副議長
	志村 隆雄	群馬県社会教育委員連絡協議会長	R元年度 副議長
	山崎 紫生	群馬県公民館連合会理事	
	高松 富雄	ボーアスカウト群馬県連盟理事	
	朝倉 剛太郎	群馬県高等学校PTA連合会長	H30年度
	大澤 栄一郎	群馬県高等学校PTA連合会長	R元年度
家庭教育	山本 泉	NPO法人力カウンセリング＆コミュニケーション・ミュー代表	公募委員
	座光寺 均	自営業	公募委員
	今井 美砂	高崎市社会教育指導員	公募委員
経験者	太田 和雄	NPO法人キャリア俱楽部代表理事	議長

◆平成30年度～令和元年度 審議経過・視察等

時 期	会 議 等	概 要
平成30年 6月21日	社会教育委員会議 定例会	・地域学校協働活動に関する基礎研究 [国の資料から地域学校協働活動の整理]
11月26日	社会教育委員会議 (現地視察、情報収集)	・前橋市立若宮小学校を視察 「学校支援センター、放課後子ども教室の活動について」
平成31年 3月14日	社会教育委員会議 臨時会	・公民館等と学校が行う地域学校協働活動の実態調査等について
令和元年 6月27日	社会教育委員会議 定例会 [県教育委員会から諮問]	・教育長より諮問文の交付 審議予定、調査結果の報告
7月24日	地域学校協働活動懇談会	・地域学校協働活動懇談会参加 「各地域で行われている地域学校協働活動の実施状況及び推進状況について」
10月 8日	社会教育委員会議 (現地視察、協議)	・伊勢崎市宮郷公民館 「コミュニティ・スクールと連携した地域学校協働活動の取組について」
16日	社会教育委員会議 (小委員会)	・答申の骨子について
11月 5日	社会教育委員会議 (現地視察、協議)	・川場村教育委員会 「地域全体で子どもたちを育んでいくための持続可能な仕組みづくりについて」
12月11日	社会教育委員会議 (小委員会)	・「地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について」答申案の協議
令和2年 2月 5日	社会教育委員会議 臨時会	・「地域と学校が連携・協働した活動の推進方策について」答申の決定

◆各種調査結果

○令和元年度学校支援センター運営推進状況調査結果

※令和元年6月調査

(調査対象:市町村立小学校306校・中学校160校・特別支援学校3校 計469校)

1 学校支援センター設置状況

	場所あり		機能のみあり		設置なし	
	学校数	割合	学校数	割合	学校数	割合
平成19年度	223	42.9%	296	56.9%	1	0.2%
平成20年度	201	39.0%	314	61.0%	0	0.0%
平成21年度	210	40.9%	303	59.1%	0	0.0%
平成22年度	203	39.6%	310	60.4%	0	0.0%
平成23年度	197	39.1%	308	60.9%	0	0.0%
平成24年度	191	38.3%	308	61.7%	0	0.0%
平成25年度	210	42.6%	283	57.4%	0	0.0%
平成26年度	210	42.9%	280	57.1%	0	0.0%
平成27年度	205	42.6%	276	57.4%	0	0.0%
平成28年度	202	42.7%	271	57.3%	0	0.0%
平成29年度	195	41.6%	274	58.4%	0	0.0%
平成30年度	200	42.6%	269	57.4%	0	0.0%
令和元年度	204	43.5%	265	56.5%	0	0.0%

2 学校支援センターの現状

	小学校	割合	中学校 特別支援学校	割合	計(学校数)	割合(昨年度比)	
						割合(昨年度比)	割合(昨年度比)
十分機能している	80	26.1%	20	12.3%	100	21.3%	(-0.2%)
機能している	226	73.9%	143	87.7%	369	78.7%	(+4.7%)
あまり機能していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	(-3.8%)
ほとんど機能していない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	(-0.6%)

3 コーディネータ等が位置付けられている学校

	小学校	中学校	学校数	割合		
					小学校	中学校
平成18年度			121	23.2%		
平成19年度			100	19.2%		
平成20年度			152	29.7%		
平成21年度			184	35.9%		
平成23年度			130	25.7%		
平成24年度			177	35.4%		
平成25年度			206	41.8%		
平成26年度			202	41.2%		
平成27年度	138	59	197	41.0%		
平成28年度	143	61	204	43.1%		
平成29年度	139	64	203	43.3%		
平成30年度	142	64	206	43.9%		
令和元年度	138	71	209	44.6%		

<コーディネータ等が位置付けられていない理由(複数回答)>

理 由	小学校	中学校 特別支援学校	学校数
連携推進担当者で十分対応できている	113	63	176
適任者がいない	33	15	48
頼める窓口(ルート)がない	15	12	27

4 学校支援ボランティアとの意見交換の回数

	年1回	年2回	年3回	年4回以上	実施なし
小学校	54	74	39	80	60
中学校 特別支援学校	21	44	13	34	52

5 年間指導計画へ位置付けられている学校

	小学校数	割合	中学校 特別支援学校	割合	計(学校数)	割合
平成30年度	298	97.4%	147	90.2%	445	94.9%

6 更なる充実への取組

	小学校	割合	中学校 特別支援学校	割合	計(学校数)	割合
一層充実させたい	228	74.5%	119	73.0%	347	74.0%
現状のままでよい	78	25.5%	44	27.0%	122	26.0%

<現状のままでよいを選んだ理由(複数回答)>

理 由	学校数
現状でも十分充実している	83
コーディネーターやボランティアリーダー等の人材確保が難しい	24
現在の活動の維持で手一杯で、充実を図る余裕がない	23

7 授業や部活動指導等における地域の人材の活用状況

	小学校数	割合	中学校・特別支援学校数	割合	計(学校数)	割合
平成30年度	303	99.0%	158	96.9%	461	98.3%

8 ボランティア活動の内容（平成30年度実績）

<主に授業における活動>（学校数）

	国語	社会	算数・数学	理科	生活	音楽	図工・美術
小学校	116	122	47	20	245	74	42
中学校 特別支援学校	27	10	4	9	0	18	19
	技術	家庭	体育・保健体育	外国語・外国語活動	道徳	総合的な 学習の時間	特別活動
小学校	0	165	93	13	15	247	94
中学校 特別支援学校	9	58	34	5	5	115	40

<主に授業以外における活動>（学校数）

	あいさつ運動	読み聞かせ 図書館整備	放課後補充指導	部活動指導	環境整備	学校行事 (遠足・旅行等)	安全パトロール
小学校	119	297	103	8	188	123	255
中学校 特別支援学校	64	21	31	125	89	37	94

9 ボランティア活動にかかわった方の人数（平成30年度実績）

	主に授業における活動		主に授業以外における活動		総 数	
	実質人数	のべ人数	実質人数	のべ人数	実質人数	のべ人数
小学校	10,071	22,408	58,602	621,720	68,673	644,128
中学校 特別支援学校	2,289	5,245	19,867	79,932	22,156	85,177
合計 (昨年度比)	12,360 (+1,878)	27,653 (+439)	78,469 (-3,354)	701,652 (-13,593)	90,829 (-1,476)	729,305 (-13,154)

＜主に授業以外における活動の内訳＞

	あいさつ運動		読み聞かせ・図書館整備		放課後補充指導	
	実質人数	のべ人数	実質人数	のべ人数	実質人数	のべ人数
小学校	2,435	16,655	5,191	42,299	1,310	21,869
中学校 特別支援学校	5,358	10,225	255	1,550	380	2,872
合計 (昨年度比)	7,793 (-769)	26,880 (-2,946)	5,446 (-192)	43,849 (-2,262)	1,690 (-323)	24,741 (+4,025)
	部活指導		環境整備		学校行事(遠足・旅行等)	
	実質人数	のべ人数	実質人数	のべ人数	実質人数	のべ人数
小学校	42	220	13,236	18,008	2,419	3,011
中学校 特別支援学校	484	13,181	5,596	7,398	1,023	1,323
合計 (昨年度比)	526 (-12)	13,401 (-1,296)	18,832 (+867)	25,406 (+1,399)	3,442 (-33)	4,334 (-2,477)
	安全パトロール		その他			
	実質人数	のべ人数	実質人数	のべ人数		
小学校	31,983	509,846	2,047	9,988		
中学校 特別支援学校	6,249	42,367	538	1,366		
合計 (昨年度比)	38,232 (-2,590)	552,213 (-9,642)	2,585 (-244)	11,354 (-1,133)		

10 児童生徒の地域活動への参加

	伝統的行事	スポーツ・体育的行事	文化的行事	青少年健全育成事業	環境整備行事
小学校	85	187	175	76	60
中学校 特別支援学校	46	95	119	52	70

11 学校側から見た公民館等との連携状況

	協力した団体等の事業			学校と公民館等との会議の実施	
	公民館	自治会・子ども育成会等	NPO・各種団体等	実施している	実施していない
小学校	187	157	62	184	117
中学校 特別支援学校	84	67	45	100	58

○平成30年度学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金事業報告書

〈報告書から見る国庫補助事業(地域学校協働活動推進事業)の実施状況〉

※平成31年3月31日現在

1 市町村別事業実施状況

	市町村名	放課後子ども教室			地域未来塾			外部人材を活用した教育支援活動			地域学校協働本部	
		実施	箇所数	年間平均開催日数	実施	箇所数	年間平均開催日数	実施	箇所数	年間平均開催日数	実施	箇所数
1	前橋市	○	41	130	○	14	79	—	—	—	—	—
2	高崎市	○	83	30	—	—	—	—	—	—	—	—
3	桐生市	○	2	8	—	—	—	—	—	—	—	—
4	伊勢崎市	○	6	27	—	—	—	—	—	—	—	—
5	沼田市	○	4	56	—	—	—	—	—	—	○	3
6	渋川市	○	6	13	—	—	—	—	—	—	—	—
7	藤岡市	○	1	15	—	—	—	—	—	—	—	—
8	榛東村	○	2	26	—	—	—	—	—	—	—	—
9	上野村	—	—	—	—	—	—	○	1	13	—	—
10	神流町	—	—	—	—	—	—	○	1	10	—	—
11	下仁田町	○	1	140	—	—	—	○	3	16	○	1
12	南牧村	—	—	—	○	1	48	—	—	—	○	1
13	甘楽町	○	3	130	—	—	—	—	—	—	—	—
14	中之条町	○	1	47	—	—	—	—	—	—	○	2
15	長野原町	○	3	14	—	—	—	—	—	—	—	—
16	嬬恋村	○	2	17	—	—	—	○	1	8	—	—
17	草津町	○	1	68	—	—	—	—	—	—	—	—
18	高山村	○	2	29	○	1	12	○	1	12	—	—
19	東吾妻町	○	2	35	—	—	—	—	—	—	—	—
20	片品村	○	1	220	—	—	—	—	—	—	○	1
21	川場村	○	2	26	—	—	—	○	1	10	—	—
22	昭和村	○	3	19	○	1	220	○	2	30	—	—
23	みなかみ町	○	6	28	—	—	—	—	—	—	—	—
24	板倉町	—	—	—	—	—	—	○	4	11	—	—
25	明和町	○	2	120	—	—	—	—	—	—	—	—
26	千代田町	○	2	37	○	1	141	○	1	38	—	—
27	大泉町	○	1	31	—	—	—	—	—	—	—	—
	実施状況	23	177	55	5	18	100	9	15	16	5	8

2 各地域学校協働活動や他事業との連携状況、地域学校協働活動推進員配置についての展望 等
 ※地域学校協働本部については、地域学校協働活動の推進に向けての体制整備状況を含む。

〈放課後子ども教室〉

1	伊勢崎市	市内11中学校区内に設置済の学校運営協議会において、各中学校地区の地域学校協働活動について議論されている。 推進員配置は予定なし。
2	沼田市	現状、連携は行っていないが、今後研究したい。 推進員配置は研究中である。
3	渋川市	渋川北小学校放課後子ども教室では、作成した陶芸作品を渋川市民総合文化祭総合作品展と渋川市中央公民館定期利用団体作品展へ出展し、児童の活動の発表の場とした。 渋川南小学校放課後子ども教室では、日本舞踊教室の参加児童が渋川市民総合文化祭日本舞踊発表会へ参加し、活動の発表の場とした。また、茶道教室の参加児童が、渋川市民総合文化祭の茶道体験と香道体験に参加した。 地域学校協働活動推進員等について、配置していない。 各小学校や学校教育課、関係機関と連携し、検討していきたい。
4	藤岡市	現在のところ、他事業との連携予定はない。 現在のところ、推進員の配置予定はない。
5	榛東村	放課後子ども教室の活動の様子を校長先生、教頭先生が見に来てくれる。会議は実施していないが、いつでも子どもたちの様子などを学校に報告・相談しやすい雰囲気ができ、お互いの様子がわかる関係となっている。その結果として、学校と地域との繋がり・信頼関係ができていると感じている。 今年度は地域コーディネーター1名を配置し、参加人数調整の事務にあたっていただいたが、2019年度からは統括コーディネーターを3名配置し、北小学校、南小学校、休日わくわく教室の事業について、運営にも関わっていたく予定である。また、統括コーディネーターは、2020年度までに計画している地域学校協働本部の設置に合わせて、地域学校協働活動推進員として委嘱する予定である。
6	甘楽町	地域未来塾について、今後の実施を検討し、情報収集に努めていきたい。 また、地域学校協働活動について、公民館教室をより充実させ、公民館との連携を深めていきたい。 平成31年度は地域学校協働活動推進員の配置はないが、今後の委嘱について、前向きに検討したい。
7	中之条町	連携なし。 1箇所のみなので、行政職員が通常業務の中で担うことができるため、推進員の配置予定なし。
8	嬬恋村	土曜ふれあい教室（外部人材を活用した教育支援活動）と連携している。 地域コーディネーターを1人配置している。 新たなコーディネーター、サポーターの人材確保や人材育成が課題となっている。
9	草津町	児童室活用事業のなかで、土曜開室においても今後検討していきたい。 推進員の配置を検討。

10	高山村	中学校を対象とした放課後子ども教室については、地域未来塾と外部人材を活用した教育支援活動との連携が十分図られており、本事業における対象学年ごとに「めあて」を設定して実施している。 統括的な地域学校協働活動推進員の新設（1名を委嘱予定）。 (課題) 持続可能な人材の発掘と育成。 (今後の展望) 学校との具体的な協働活動を実現させるために、地域学校協働活動室を学校の空き教室を利用して設置したい。
11	東吾妻町	連携はなし。 推進員配置は検討中。
12	片品村	地域学校協働活動本部と連携し、子ども学校事業におけるイベントの告知や活動報告などをしている。 推進員委嘱の予定はなし。
13	川場村	川場村ふれあい学習推進協議会を年2回開催し、地域学校協働活動について各関係者と運営や内容について協議をしている。社会教育主事（特別派遣）が地域コーディネーターの役割を担い、地域と学校を結ぶ橋渡しとして連絡調整を行いながら、地域と共に育てる教育環境づくりに努めている。 「月曜遊び場」「水曜学び場」とともにサポーター、支援員が都合で欠席した場合、現状の人数では対応が厳しいときが何度かあった。来年度は、協働活動サポーターおよび学習支援員の人数を増やし、より安全で安心な環境を維持していくことを考えている。また、中学生を対象にした放課後学習支援教室を新設し、「地域未来塾」の補助金申請を進めたいと考える。
14	みなかみ町	H30年10月13日（土）に開催された町教育委員会主催の「生涯学習フェスティバル」において、放課後子ども教室運営委員会・みなかみキッズセンター・みなかみエコパーク推進課・木育関係団体で交流広場のコーナーを任せられ、連携をとりながら来場者へ体験活動を実施し、また、放課後子ども教室の活動を広めるため、活動紹介のパネル展示を行った。来年度も参加する予定。 推進員配置は、現在、他の団体と連携して開催している生涯学習フェスティバルを基盤として、今後検討していく。
15	明和町	特に連携なし。 推進員配置は、特に予定なし。
16	千代田町	地域学校協働活動本部において、放課後子ども教室に関する事業計画や活動プログラム等の調査・審議など事業運営全般について検討を行っている。 現在、地域学校協働活動推進員の配置はないが、今後、検討していく。
17	大泉町	放課後子ども教室内だけで完結せず、地域の方々や、他の地域学校協働活動で活躍している方々にも児童への指導をお願いするなど、より多くの大人との関わりをもてるよう活動を計画している。 今のところ推進員の委嘱や配置については予定していない。 地域や学校の状況、委嘱等のメリットやデメリットについて十分に調査研究を行い、委嘱等を行う事が地域・学校それぞれのメリットになると判断できれば配置、委嘱を行うことも考えていきたい。

〈地域未来塾〉

1	南牧村	事業の実施においては、他の事業との連携を考慮しながら行っている。 地域学校協働活動推進員の配置については、小・中学校の建設が数年のうちに予定されており、一貫校にするか否かの協議もされるようなので、その結果を見極めてから考えたい。
2	高山村	統括的な地域学校協働活動推進員を核とした、放課後子ども教室、地域未来塾、外部人材を活用した教育支援活動の統括的な英語教育推進を図る。 統括的な地域学校協働活動推進員の新設（1名を委嘱予定）。 (課題) 持続可能な人材の発掘と育成。 (今後の展望) 学校との具体的な協働活動を実現させるために、地域学校協働活動室を学校の空き教室を利用して設置したい。
3	千代田町	地域学校協働本部において、地域未来塾に関する事業計画や活動プログラム等の調査・審議など事業運営全般について検討を行っている。 現在、地域学校協働活動推進員の配置はないが、今後、検討していく。

〈外部人材を活用した教育支援活動〉

1	下仁田町	下仁田町では、平成31年度より学校運営協議会制度を導入する予定である。また、地域との連携・協働を図るために、教育委員会の社会教育主事をコーディネーターに据える予定であり、地域学校協働活動推進員の委嘱については現時点では予定はないが、今後、検討していきたい。
2	嬬恋村	放課後子ども教室と連携し、放課後子ども教室では時間の制約等があつて行えない体験活動を土曜ふれあい教室で行っている。 地域コーディネーターを1人配置している。新たなコーディネーター・サポーターの人材確保・人材育成が課題となっている。
3	高山村	本事業と、放課後子ども教室（中学校対象）や、地域未来塾において、同一の教育支援員が活動しているため、発達段階に応じた系統的、横断的な英語教育推進が図られている。 統括的な地域学校協働活動推進員の新設（1名を委嘱予定）。 (課題) 持続可能な人材の発掘と育成。 (今後の展望) 学校との具体的な協働活動を実現させるために、地域学校協働活動室を学校の空き教室を利用して設置したい。
4	川場村	川場村ふれあい学習推進協議会を年2回開催している。その組織を地域学校協働本部に移行できるように進めていきたい。 地域学校協働活動推進員を配置したいと考えている。しかし、委嘱できる人材が見つかっていないのが実情である。学校、地域、家庭を上手にコーディネートできる人材の発掘が課題である。今後は、人脈を広げつつ、情報収集を行い、適任者を発掘していきたい。
5	板倉町	公民館利用団体を活用する。地域学校協働活動推進員は配置していない。
6	千代田町	子供の学習支援事業である「土曜子ども教室」や「チャレンジ手帳」のコーディネーター（職員）が地域学校協働本部の運営や放課後子ども教室、地域未来塾のコーディネーターとして活動している。 現在、地域学校協働活動推進員の配置はないが、今後、検討していく。

〈地域学校協働本部〉

1	沼田市	連携については、研究中である。 体制整備については、各学校において状況が異なることもあり、研究中である。 推進員については、各地域学校協働本部に1人ずつ配置し、委嘱も行う予定である。
2	下仁田町	下仁田町では、平成31年度より学校運営協議会制度を導入する予定である。また、地域との連携・協働を図るため、教育委員会の社会教育主事をコーディネーターに据える予定であり、地域学校協働活動推進員の委嘱については現時点では予定はないが、今後、検討していきたい。
3	南牧村	事業の実施においては、他の事業との連携を考慮しながら行っている。 地域学校協働本部の整備においては未整備の状況だが、小・中学校の建設が数年のうちに予定されており、一貫校にするか否かの協議もされるようなので、その結果により体制も変わってくることが想定されるため、状況を見極めている状況。 地域学校協働活動推進員の配置についても同様で、一貫校にするか否かの協議結果を見極めてから考えたい。
4	中之条町	連携はなし。 町内2箇所、東部学校支援地域本部（中之条小・中之条中）・西部学校支援地域本部（六合小・六合中）を設置済み。今後も継続していく。 現在、コーディネーターを1人設置している。時期により業務内容が重なり多忙となるため、今後体制整備（増員）等を検討していきたい。
5	片品村	放課後子ども教室と連携している。 月1回の連絡協議会を行い次の月の計画を学校、放課後子ども教室、児童館、児童クラブと話し合っている。また、本年度より広報紙を作成し、児童や保護者へ活動予定やボランティア募集などの周知をしている。 推進員委嘱の予定はない。

【連携状況等】

- ・ 学校運営協議会において、地域学校協働活動について議論。（伊勢崎市）
- ・ 放課後子ども教室と公民館事業、教育委員会事業等との連携。（渋川市、甘楽町、みなかみ町）
- ・ 放課後子ども教室の情報共有を通して学校と地域の繋がり強化。（榛東村）
- ・ 複数の地域学校協働活動の間で連携。（嬬恋村、高山村、大泉町、南牧村）
- ・ 会議を開催し、地域学校協働活動についての協議を実施。（川場村、片品村、千代田町）

様々な連携や情報共有を図っている市町村が見られる。全体的には、連携を意識しつつも、活動が単独で行われているケースが多い。

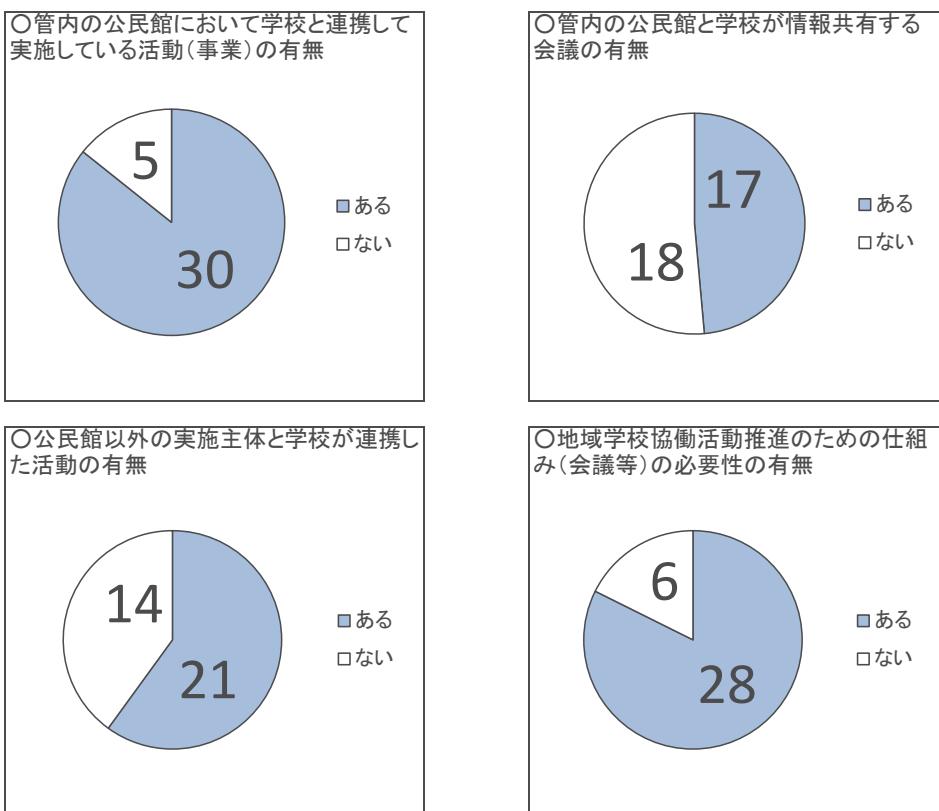
【地域学校協働活動推進員の配置について】

- ・ 推進員を配置する予定がある、または今後配置したいと考えている。（沼田市、榛東村、高山村、川場村）
- ・ 配置する予定はない。（伊勢崎市、藤岡市、中之条町、片品村、明和町）
- ・ 検討中。（渋川市、甘楽町、草津町、東吾妻町、みなかみ町、千代田町、大泉町、南牧村、下仁田町）
- ・ 人材確保、人材育成が課題。（嬬恋村、高山村、川場村）

推進員配置についての考え方は市町村により異なるが、積極的な配置には消極的な傾向がある。

○平成30年度地域学校協働活動実施状況調査
 ※平成31年2月調査
 <調査結果から見る公民館や自治会等が主体となっている活動の実施状況>

1 公民館側から見た学校との連携状況について(※数字は回答した市町村数)



- ・「連携した活動がある」と回答した30市町村のうち25市町村は管内すべての公民館で実施している。
 (高崎市…44館中24館で実施、中之条町…7館中2館で実施、片品村…3館中1館で実施、
 太田市…16館中3館で実施、みどり市…3館中1館で実施)

・公民館と学校が情報共有する会議を行っている市町村と主な会議体

市町村名	主な会議体
前橋	公民館運営審議会、公民館運営推進委員会
伊勢崎	学府連携協議会準備会(仮名)、挨拶運動推進協力委員会
渋川	校園長会議、園・学校関係行事調整会議
藤岡	公民館運営委員会、学校運営協議会
富岡	地域づくり協議会
安中	生涯学習推進委員会、青少年健全育成推進協議会、人権教育推進委員会、作品展打合せ会議、いじめ対策推進委員会、安全安心まちづくりネットワーク
長野原	青少年推進委員会、青少年健全育成合同会議
草津	放課後子ども教室推進事業運営委員会、青少年育成推進委員会、花いっぱい推進委員会、スポーツ少年団の会議、社会教育委員会議、文化団体協議会、人権教育推進協議会
高山	幼稚園・小学校・中学校管理職会議、青少年健全育成合同会議、人権教育推進委員会
東吾妻	各公民館体育部の会議
片品	地域学校協働活動連絡協議会
川場	ふれあい学習推進協議会
桐生	公民館運営委員会、青少年愛育運動協議会、学校開放運営委員会・調整会議、学校評議員会、国際理解推進事業会議、学社融合推進委員会、運動会会議、フェスティバル実行委員会
館林	子ども守り隊の会議、公民館活動推進委員会、学校運営協議会、青少年健全育成連絡会議、体育祭実行委員会、さくら祭り実行委員会、公民館祭り実行委員会、地域包括ケア会議、関連施設安全担当者打合せ会議、チャレンジ!!通学合宿実行委員会
明和	公民館運営審議会
千代田	学校家庭地域連携協力推進事業運営委員会
邑楽	学校評議員会、公民館運営審議員会

・公民館以外の実施主体が学校と連携している市町村と主な実施主体

市町村名	主な実施主体
前橋	のびゆく子どものつどい実行委員会
伊勢崎	青少年健全育成協議会、社会福祉協議会、各自治会、子ども日本語教室・未来塾
藤岡	婦人会、公民館活動サークル団体、どんぐりの会(読み聞かせ等)、地区民生委員、食生活改善推進員協議会、ホタルの会
富岡	地域づくり協議会、社会福祉協議会、黒岩愛好会(グランドゴルフチーム)、額寿会(老人クラブ)、体育振興会、青少年健全育成推進協議会
安中	区長会、子ども会育成連合会、社会福祉協議会、体育協会、自治会長会、安全・安心まちづくりネットワーク委員会、史跡保存会、納涼祭実行委員会、環境保全協議会
神流	神流自然楽校
下仁田	青少年健全育成推進協議会、子ども会育成連合会
甘楽	町放課後子ども教室、パワフル子ども会、青少年育成推進員連絡協議会
中之条	青少年健全育成推進委員会
嬬恋	青少年育成推進委員会
草津	各行政区、NPO法人草津スキー倶楽部
高山	高山かるた実行委員会、尻高人形保存会、子ども育成団体連絡協議会
東吾妻	子ども会
片品	児童館
川場	子ども会
昭和	地域家庭教育推進協議会
桐生	生涯学習を考える会、各学習会(無料学習塾)、子育連、生涯学習推進委員会、青少年愛育運動協議会、ふれあい餅つき実行委員会、自治会連合会・文化祭り実行委員会、学童保育連絡協議会、各自治会、フェスティバル実行委員会、地区老人会
太田	区長会、青少年健全育成推進会議、ふれあい文化祭実行委員会、学校支援ボランティア
館林	小中学校PTA連合会、婦人会連絡協議会、青少年育成推進員連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会
明和	老人クラブ連絡協議会
邑楽	ボランティア団体P・ふいーるど

・地域学校協働活動推進の仕組み(会議等)が必要であると考える市町村において、連絡調整を担うとよいと考える機関等(※数字は回答した市町村数)

公民館	19
学校	14
教育委員会	10(生涯学習担当3、学校教育担当7)
育成会	3
区長会	3
PTA	2
自治会	2
地域づくり協議会	1
地域学校協働本部(コーディネート役をまとめる機関)	1
学校運営協議会	1
役場	1
子育連	1
地域学校協働活動推進委員会	1
ボランティア団体	1

・地域学校協働活動推進の仕組み(会議等)は必要だと思わない市町村の理由

(※数字は回答した市町村数)

現状の中で実施	3
関係団体からの理解・協力が得られない	1
すでに体制が整っている	1

2 学校側から見た公民館等との連携状況について(R1学校支援センター運営推進状況調査結果より)
(※数字は回答した学校数)

	小学校(306校)					中学校・特支(163校)				
	協力した団体等の事業			学校と公民館等との会議		協力した団体等の事業			学校と公民館等との会議	
	公民館	自治会・子ども育成会等	NPO・各種団体等	実施している	実施していない	公民館	自治会・子ども育成会等	NPO・各種団体等	実施している	実施していない
中部	61	41	17	54	37	32	24	12	28	16
西部	64	69	19	76	21	22	17	14	28	17
吾妻	6	7	3	7	8	0	2	1	3	5
利根	11	3	7	13	7	5	4	3	10	5
東部	45	37	16	34	44	25	20	15	31	15
合計	187	157	62	184	117	84	67	45	100	58

・公民館や自治会・子ども育成会等と連携している学校が多い。

・およそ3分の2の学校では、公民館等との会議を実施している。

◆関連する中央教育審議会答申

○平成27年12月21日（中教審第186号）

「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）」

○平成30年12月21日（中教審第212号）

「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」

○平成31年1月21日（中教審第213号）

「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」

【答申を掲載しているウェブサイトアドレス】

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/index.html

◆改正社会教育法・地教行法（抜粋）

[社会教育法]

第五条（市町村教育委員会の事務）

2（新設）市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

第九条の七（地域学校協働活動推進員）

（新設）教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

[地教行法]（※_が追加された）

第四十七条の五（学校運営協議会）

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。ただし、二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要がある場合として文部科学省令で定める場合には、二以上の学校について一の学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命する。

一 対象学校の所在する地域の住民

二 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者

三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

四 その他当該教育委員会が必要と認める者

◆ 「社会教育士」について

1. 社会教育士の称号付与の趣旨及び概要

- 今回の社会教育主事講習等規程の改正においては、講習及び養成課程の学習成果が社会で認知され、広く社会における教育活動に生かされるよう、講習の修了証書授与者が「社会教育士(講習)」と、養成課程の修了者が「社会教育士(養成課程)」と称することができるとしている。

■社会教育主事講習等規程(抄)

第8条 講習を行う大学その他の教育機関の長は、第3条の規定により8単位以上の単位を修得した者に対して、講習の修了証書を与えるものとする。

2(略)

3 第1項に規定する修了証書を授与された者は、社会教育士(講習)と称することができる。

第11条(略)

2(略)

3 第1項の規定により修得すべき科目の単位を全て修得した者は、社会教育士(養成課程)と称することができる。

2. 社会教育士に期待される役割

- 「社会教育士」には、講習や養成課程の学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待される。
- また、これらの活動に際しては、地域の実情等を踏まえ、社会教育士と社会教育主事との連携・協働が図られることが期待される。

3. 留意事項

- 講習と養成課程では、社会教育実習の有無など科目構成等が異なることから、称号について法制上は、「社会教育士(講習)」と「社会教育士(養成課程)」と区別して整理しているが、講習や養成課程の学習成果を生かし、社会の多様な分野における学習活動の支援に取り組むことが期待される点において両者は異なることはなく、履歴書や名刺には単に「社会教育士」と記載しても差し支えない。
- 社会教育士と称することができる者であることの確認は、「社会教育士(講習)」については、大学等が授与する講習の修了証書によって、「社会教育士(養成課程)」については、大学が発行する単位修得証明書によって行う。
- 社会教育士の称号付与については、大学等による授与等の行為はなく、講習又は養成課程を修了したという事実に対して社会教育主事講習等規程により認められるものである。

(出典：文部科学省ホームページ)